

## 佐賀市上下水道局競争入札参加者の資格審査及び指名に関する内規（抜粋）

佐賀市上下水道局指名競争入札参加者の資格審査及び指名に関する内規（平成29年5月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この内規は、佐賀市上下水道局（以下「局」という。）が行う競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格及び審査並びに指名業者の選定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（競争入札参加の条件）

第2条 競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人その他の指名入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (5) 営業を行うに当たり、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者
- (6) 建設工事の請負契約については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び第27条の24の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (7) 指名入札参加資格の申請に係る書類に虚偽の事実を記載した者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく裁判所の更生手続開始決定又は民事再生法の規定に基づく裁判所の再生手続開始決定がなされている者を除く。）
- (9) 次の(ア)から(カ)に該当する者
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) 前各号に定めるもののほか、佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める者

（競争入札参加資格審査の適用範囲）

第3条 競争入札参加資格の審査は、局が発注する配水管布設工事及び量水器の納入等に係る競争入札参加資格申請者について行うものとする。

様

佐賀市上下水道事業管理者

年度佐賀市上下水道局競争入札参加資格認定通知書

先に申請がありました競争入札参加資格について、審査の結果、競争入札参加資格があると認定しましたので、通知します。

記

1 認定された参加資格

※ 申請書に虚偽の記載があった場合は、競争入札参加資格を取り消します。

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様

佐賀市上下水道事業管理者

年度佐賀市上下水道局競争入札参加資格について（通知）

先に申請がありました競争入札参加資格について、審査の結果、下記の資格要件を満たしていないため、競争入札参加資格は認定できません。

なお、本通知に関して、書面により上下水道事業管理者に対し説明を求めることができます。

記

1 満たしていない資格要件

様

佐賀市上下水道事業管理者

年度佐賀市上下水道局競争入札参加資格取消通知書

年 月 日付けで認定していました競争入札参加資格については、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

- 1 取り消した競争入札参加資格
- 2 取消理由